

令和8年度 川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助申請についてのご案内

補助の対象となる方

- ① 川崎市民の方
- ② 猫の飼い主の方 又は 所有者の判明しない猫を世話している方
※市内において飼養管理や世話されている猫に対してご利用いただく制度です。
- ③ 協力動物病院の指定獣医師のもとで不妊去勢手術等を実施し、その証明を受けた方
- ④ 所有者の判明しない猫については耳先カットを行った場合※
※手術後にそのまま飼育する場合や保護譲渡を目的として捕獲場所へ戻さない場合は、耳先カットは不要です。

令和8年4月1日～令和9年2月28日に猫に手術を受けさせた方へ

対象となる手術・処置

- ① 飼い猫・所有者の判明しない猫の不妊去勢手術代
- ② 手術等の実施に獣医師が必要と判断した処置費
(例：手術の際の麻酔、検査（血液検査・レントゲン検査等）、駆虫薬、耳先カット、術後の感染予防のための抗生剤等)
- ③ 手術の実施を目的として捕獲等を行った結果、既に手術済みであることが確認できた場合や形成不全等で手術ができないことが判明し、かつ指定獣医師が生殖不能であると判断した場合の処置にかかった費用 ※飼い猫を除く

補助内容

- ① 申請期間
令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
(1頭の猫に対して申請できるのは1回までです。)
- ② 補助額 オス・メス 1頭 上限額 5,000円 ※
- ③ 補助頭数 1世帯あたり8頭まで
※手術費用等が補助上限額を下回った場合は、その実費額を補助します。



オンライン申請
二次元コード

申請方法

- ① オンライン申請「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」※
 - ② 区役所衛生課窓口
- ※ オンライン申請の際も、第4号様式に申請者記載事項を記載し、指定獣医師の証明を受ける必要があります。
手術実施の証明を受けた後に、「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」の申請フォームから第4号様式の写真又はスキャンデータを添付し、申請を行ってください。

注意いただきたいこと

- ・本年度の予算がなくなり次第、申請期間内であっても受付を終了します。手術を受けられましたら、お早めにご申請いただきますようお願いいたします。
- ・第一種動物取扱業で取り扱う猫については、申請を受け付けておりません。
自身が飼い主となって終生飼養する猫について手術をする場合等については申請が可能です。

お問合せ先

— お住まいの区の衛生課 平日8:30～12:00、13:00～17:00 —

川崎区役所衛生課 (044)201-3222	宮前区役所衛生課 (044)856-3270
幸区役所衛生課 (044)556-6681	多摩区役所衛生課 (044)935-3306
中原区役所衛生課 (044)744-3271	麻生区役所衛生課 (044)965-5164
高津区役所衛生課 (044)861-3322	健康福祉局保健医療政策部生活衛生課(044)200-2447

令和8年4月1日～令和9年2月28日に猫に手術を受けさせた方へ

川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助 申請手続きの手順

1 申請書を手取りし、申請者記載事項を記入する

▶ オンライン申請の場合も申請書3枚目〔第4号様式 手術等実施証明書〕は必要です。
◀申請書配布場所▶

各区役所衛生課窓口・指定獣医師が診療を行っている協力動物病院
・申請書は川崎市のHPからダウンロードもできます



〈市HPのQR〉

川崎市HP「令和8年度 猫の不妊及び去勢手術等補助のご案内（令和8年4月1日～令和9年2月28日に猫に手術を受けさせた方へ）」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000185368.html>

- ① 振込先の口座名義人と申請者の氏名は同一にしてください。
- ② 金融機関名は最新のものをご記入ください。また、金融機関の統廃合により、支店等が変更されている場合があります。念のため振込先口座の確認をお願いします。
- ③ 振込先にゆうちょ銀行を指定される方は、申請書の補助金振込先について、通帳に記載されている振込専用番号を正確にご記入ください。
- ④ 訂正があった場合は、修正テープ等は使わずに二重線で該当箇所を消し、正しい内容を記入してください。（申請者の氏名の修正は不可です）

3 手術を受ける

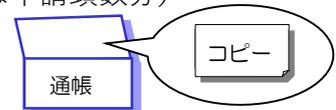
「指定獣医師」による手術を受けてください（協力動物病院一覧参照）。手術実施後、「指定獣医師」から第4号様式の下欄に手術実施の証明を受けてください。

4 オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）又はお住まいの区の区役所衛生課窓口

で申請する

◀手続きに必要なもの▶

- 申請書・手術等実施証明書 ※
- 申請者の現住所が確認できる書類の原本又は写し※（窓口申請の場合は申請頭数分）
（運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し等）
- 補助金振込先金融機関の通帳の1ページ目の見開き部分のコピー ※
又はキャッシュカードのコピー
又は金融機関が発行した口座番号の確認できる書類の写し（窓口申請の場合は申請頭数分）
 - ▶ 通帳は、名前がカナ表記してあり、銀行等の支店名が記載されている部分をコピーしてください。
 - ▶ 記載内容やコピーした通帳のページに誤りがあると申請をお受けできない場合がありますので、窓口でお手続きされる場合は、通帳等の原本を念のため御持参ください。
- 手術等の費用の領収書の写し※（領収書の宛名氏名が申請者氏名と同一であること、病院名、病院所在地、発行日、手術等実施日、手術又は処置の内容及び金額の内訳が確認できること。）
※オンライン申請の場合は、写真又はスキャンデータの添付が必要です。（申請書は3枚目の4号様式 手術等実施証明書のみデータ添付が必要です。）
 - ▶ 窓口受付の場合は、申請書類は全て提出していただきます。控えが必要な場合は御自身で事前にコピーしていただきますようお願いいたします。



申請受理後に審査を行い、交付決定後は生活衛生課から通知書を郵送し、補助金を指定口座へ振込みます。交付決定通知書は必ず御確認ください。交付まで2～3か月程度かかるほか、審査の過程で追加確認や資料提出をお願いすることがあります。